

令和 8 年 8 月
防 衛 省

意見公募要領

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律（令和 8 年法律第 40 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、一般職の国家公務員が予備自衛官等の職務に従事することについての承認に係る手続及び所轄庁の長の承認基準を具体的に定める必要があります。つきましては、広く国民の皆様から意見等を募集いたします。

1 意見募集対象（別添参照）

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律第三条第一項の規定による予備自衛官等の兼業に関する規則案

2 意見募集期間

令和 8 年 8 月 7 日（金）～令和 8 年 9 月 5 日（土）

3 意見提出方法

（１）電子政府の総合窓口「e-Gov」の「意見提出フォーム」により提出してください。

（２）電子メールの場合

電子メールアドレス：jinzai-yobiji@ext.mod.go.jp

（電子メールアドレスの件名を「【パブコメ意見】予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律第三条第一項の規定による予備自衛官等の兼業に関する規則案」としてください。また、必ずメール本文に御意見をご記入ください。）

（３）郵送の場合

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町 5-1
防衛省人事教育局人材育成課 宛

※ 郵送の場合は、意見書（別紙様式）に必要事項（住所、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）（任意））を記載の上、令和 8 年 9 月 5 日（土）までに提出してください。（当該締切日までの通信日付印が押されていれば、期日までに提出されたものとみなします。）

4 意見提出上の注意事項

- (1) 提出される御意見等は日本語に限ります。
- (2) 電話での御意見等はお受けしませんので、御了承願います。
- (3) 提出されました御意見等に対して個別に回答はいたしかねますので、御了承願います。
- (4) 提出されました御意見等については、住所（又は所在地）、個人の氏名（又は名称）、連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を除き公表される場合があります。

【内容についての問合せ先】

- 防衛省人事教育局人材育成課
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1
TEL：03-3268-3111（内線23638）

【資料の入手方法】

- 意見募集の対象となる資料及び関連資料の入手方法については、
 - (1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント」欄に掲載
 - (2) 防衛省人事教育局人材育成課において配布

5 個人情報について

御意見等の提出又は内容の問合せにおいて取得した個人情報については、適正に管理し、御意見等の内容に不明な点があった場合の連絡や確認の際にのみ活用させていただきます。

別紙様式

意見書

令和 年 月 日

防衛省人事教育局人材育成課 宛

住所※1：〒000－0000

〇〇県〇〇市〇〇〇〇

フリガナ

氏名※1：〇〇〇〇

又は株式会社〇〇〇〇

代表取締役〇〇〇〇

電話番号※1：〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇

電子メールアドレス※1：****@**. **. **

予備自衛官等の職務の円滑な遂行を図るための国家公務員及び地方公務員の兼業の特例に関する法律第三条第一項の規定による予備自衛官等の兼業に関する規則案に関し、下記のとおり意見を提出します。

記

1 該当か所

2 御意見

3 理由

※1 住所、氏名（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）の記載は任意です。

※2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番としてください。複数ページにわたる場合はページ番号を記載してください。